

青森歯技

2015 Vol.2

一般社団法人
青森県歯科技工士会編集 長内 隆
石岡 繁

目次

刊頭にあたり
第3回定時社員総会議事録
任期満了に伴う役員選定の件
平成26年度収支決算報告書
(本会・共済部・厚生会)
歯科技工士国家試験会場
(宮城県開催要望書)

第189回国会 衆議院
厚生労働委員会第27号抜粋

別冊:日技社員総会配布資料

刊頭

【役員改選に思う】

早いもので、2年の任期はあっという間に来ました。新しい公益法人法によって一般社団法人として発足して早2年、ものすごく大変な手続きをクリアーして、曲がりなりにも今日の体制が出来たのもひとえに、大変貴重な技工時間を割いて携わった担当役員と、親切にご指導下さった青森県庁の担当部署の方々のお陰です。何分にも「法律」と言う私らにとっては畑違いの分野に縛られるわけですから戸惑いたるもの、尋常ではありませんでした。公益事業と非公益事業の峻別や複式簿記会計基準など、専門知識のある佐藤浩一会計理事の奥様に大変助けられました。ここに厚く御礼申し上げます。更に貢献してくれた、小笠原賢前専務理事も家事都合により、役務が出来なくなって、残念です。さて、任期満了に伴う次期役員改選ですが、ゴタゴタからやっと落ち着いて軌道に乗りつつある会務をスムーズに次期へ繋げる為、今回は全役員留任と言う事で、了承頂きました。会員の皆さんも暖かく見守って下さい。と同時に叱咤激励をお寄せ下されば幸いです。

役員一同今後とも宜しくお願い申し上げます。

【国家試験会場について】

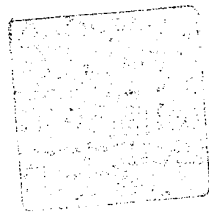
歯科技工士国家試験が、厚生労働大臣による指定登録団体である「一般財団法人歯科医療振興財団」に指定され、内定では全国3~4ヶ所東京・大阪・福岡・(北海道)が確定されています。しかし、東北6県をもって宮城県での試験会場の要望が生まれてきた。その6県の歯科医師会、歯科技工士会が塩崎厚労大臣に提出の運動が進んでいます。当県も異論がないので宮城県が試験会場であれば賛成する事に署名しました。

【青森県技創立70周年記念事業】

私たちの青森県技は終戦後全国的に見てもかなり早い時期から、技工士を組織しており、諸先輩方の本会発足当時の歴史が古書に刻まれています。辿ると1946年から組織が立ち上がっておりまして、来年は2016年度で、70周年に当たります。全国の各都道府県技に習い、我が県でも70周年記念事業を催したいと考えております。私たちの業界を将来に向かって盛り上げて更に福祉に貢献して行くためにも、決意を表明して行きたいと思っております。会員の皆様にはその所の所も含めて、宜しくお願い致します。

※ 今号は、緊急的なお知らせもありまして、コピー資料が多くなっております。





第3回定時社員総会議事録

平成27年5月30日午後5時00分、青森市問屋町一丁目10番10号はまなす会館において定時社員総会を開催した。

議決権のある当法人社員総数	105名
総社員の議決権の数	105個
出席社員数（委任状による者を含む。）	60名
この議決権の総数	60個
出席代表理事	長内 隆（議長兼議事録作成者）
出席理事	木村 壽二，若松 巖，佐藤 浩一，石岡 繁， 安村 好弘，福田 祐嗣，舘山 龍彦，斉藤 晃， 成田 光弘，荒谷 玄，沖津 賢一
出席監事	清野 龍一，鈴木 敦

以上のとおり社員の出席があったので、定款第15条の規定による議長の選任について一同に諮ったところ、全員一致をもって佐藤浩一が議長に選任された。次いで定款第18条第2項により、議事録署名人の選任について一同に諮ったところ、全員一致をもって福田祐嗣、石岡繁が選任された。続いて議長より挨拶の後議案の審議に入った。

第1号議案 第3期事業報告及び決算の承認に関する件

議長は、当期（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）における事業状況を事業報告及び附属書類により詳細に説明報告し、下記の書類を提出して、その承認を求めたところ、満場異議なくこれを承認可決した。

- 1 貸借対照表
- 2 損益計算書（正味財産増減計算書）
- 3 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属書類

第2号議案 理事及び監事の任期満了に伴う改選に関する件

議長は、理事全員（12名）及び監事全員（2名）が本総会の終結と同時に任期満了し、退任することになるので、その改選の必要がある旨を述べ、その選任方法を諮ったところ、出席社員中から議長の指名に一任したいとの発言があり、一同これを承認したので、下記の者をそれぞれ指名し、これらの者につきその可否を諮ったところ、満場異議なくこれに賛成したので、下記のとおり就任することに可決確定した。

- | | |
|----|-----------|
| 理事 | 長内 隆（再任） |
| 理事 | 木村 壽二（再任） |
| 理事 | 若松 巖（再任） |
| 理事 | 佐藤 浩一（再任） |
| 理事 | 石岡 繁（再任） |
| 理事 | 安村 好弘（再任） |

理事 福田 祐嗣 (再任)
理事 舘山 龍彦 (再任)
理事 斉藤 晃 (再任)
理事 成田 光弘 (再任)
理事 荒谷 玄 (再任)
理事 沖津 賢一 (再任)
監事 清野 龍一 (再任)
監事 鈴木 敦 (再任)

なお、被選任者は、いずれもその就任を承諾した。

議長は、以上をもって本日の議事を終了した旨を述べ、午後 6 時 05 分閉会した。

以上の決議を明確にするため、この議事録を作成し、議長及び議事録署名人2名がこれに記名押印する。

平成 27 年 5 月 30 日

一般社団法人青森県歯科技工士会第3回定時社員総会

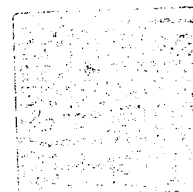
議 長 佐 藤 浩 一



議事録署名人 福 田 祐 嗣



同 石 岡 繁





理事会議事録

平成27年5月30日午後6時30分、青森市問屋町一丁目10番10号はまなす会館において、理事12名（総理事12名）及び監事2名（総監事2名）出席のもとに、理事会を開催し、下記議案につき可決確定の上、午後7時00分散会した。

1 代表理事選定の件

理事長内隆は、選ばれて議長となり、今般代表理事長内隆が理事の任期満了により代表理事の資格を喪失し、退任することになるので、改めて、当法人の代表理事を選定したい旨を述べ、慎重に協議した結果、全員一致をもって次のとおり選定した。なお、被選定者は、その就任を承諾した。

代表理事 長内 隆

上記の決議を明確にするため、この議事録を作成し、代表理事及び出席監事がこれに記名押印する。

平成27年5月30日

一般社団法人青森県歯科技工士会理事会

代表理事 長内 隆



出席監事 清野 龍一



同 鈴木 敦



平成 26 年 度 収 支 決 算 報 告 書

収入総額 3,043,372 円

支出総額 1,348,181 円

次年度繰越金 1,695,191 円

収入の部

款 項 目	予 算 額	決 算 額	摘 要
会 費 収 入			
会 費			
一 般 会 員	1,836,000	1,751,400	有料会員延べ1,207人
入 会 金			
雑 収 入			
寄 付 金			
協 力 金			
会 員 寄 付			
助 成 金			
支 援 金	10,000	60,000	日本歯科技工士会
受 講 料 収 入		0	学 術 生 涯 研 修 受 講 料 収 入
そ の 他		0	
利 息			
預 金 利 息	100	271	青森銀行
そ の 他			
繰 越 金			
前 年 度 繰 越 金	1,231,701	1,231,701	
合 計	3,077,801	3,043,372	

平成26年度	会員人数	青森	免除	弘前	免除	八戸	免除	上十三	免除
4月度	115	33	2	37	4	25	3	20	2
5月度	115	33	2	37	4	25	3	20	2
6月度	114	33	2	37	4	24	3	20	2
7月度	113	32	2	37	4	24	3	20	2
8月度	113	32	2	37	4	24	3	20	2
9月度	112	31	2	37	4	24	3	20	2
10月度	112	31	2	37	4	24	3	20	2
11月度	111	31	2	36	4	24	3	20	2
12月度	110	31	2	35	4	24	3	20	2
1月度	108	31	2	34	4	24	3	19	2
2月度	108	31	2	34	4	24	3	19	2
3月度	108	31	2	34	4	24	3	19	2
年間会員数	1,339								
会費会員数	1,207		免除	132					

様式 2

平成 26 年 度 収 支 計 算 書

自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日

一般社団法人 青森県歯科技工士会

科 目	予 算 額	決 算 額	予算－決算額	備 考
I 収入の部				
1 基本財産運用収入				
2 会費・入会金収入				
会費・入会金収入	1,836,000	1,751,400	-84,600	県技会費収入
3 補助金収入			0	
4 その他収入				
日技他		60,000	60,000	日技組織拡充金他
利息収入	100	271	171	青森銀行預金利息
その他収入	10,000	0	-10,000	受講料収入
当期収入合計 (A)	1,846,100	1,811,671	-34,429	
前期繰越収支差額	1,231,701	1,231,701	0	
収入合計 (B)	3,077,801	3,043,372	-34,429	
II 支出の部				
1 事業費				
材料費	75,000	65,425	-9,575	教材代・石膏代
福利厚生費	40,000	48,074	8,074	健康まつりお茶代他
旅費交通費	190,000	187,700	-2,300	学術講師分交通費
通信費	5,000	18,321	13,321	案内葉書代
交際費	130,000	125,933	-4,067	学術講師謝礼他
減価償却費	1,913	1,914	1	当期償却額
会場費	30,000	33,870	3,870	生涯研修会場代他
消耗品費	80,000	70,217	-9,783	健康まつり使用用品他
運賃	30,000	8,856	-21,144	広報紙発送代
研修費	80,000	50,000	-30,000	東北 B 会議分担金他
事務用品費	100,000	67,064	-32,936	学術・広報用用品代
支払手数料	100,000	213,780	113,780	書類作成・振込手数料他
展示会等地域活動費	0	20,481	20,481	支部活動費補助
雑費	10,000	0	-10,000	
事業費合計	871,913	911,635	39,722	
2 管理費				
福利厚生費	25,000	12,886	-12,114	活動時お茶代他
旅費交通費	170,000	144,290	-25,710	理事会交通費他
通信費	80,000	56,648	-23,352	総会・理事会等案内発送代他
交際費	120,000	23,006	-96,994	医師会新年会等参加費他
減価償却費	2,638	2,639	1	当期償却額
会場費	10,000	5,843	-4,157	総会・理事会会場代
租税公課	0	600	600	印紙代
運賃	1,000	9,266	8,266	書類発送代
事務用品・消耗品費	120,000	101,578	-18,422	プリンタ・封筒代他
支払手数料	110,000	7,652	-102,348	振込・事務手数料
諸会費	10,000	10,000	0	日技組織会費
会議費	25,000	0	-25,000	会議費
新聞図書費	0	2,138	2,138	書籍代
入会奨励金	10,000	10,000	0	入会奨励金
雑費	10,000	0	-10,000	その他経費
管理費合計	693,638	386,546	-307,092	
3 固定資産取得支出				
4 借入金返済支出				
5 予備費	280,549		-280,549	
6 前期損益修正損			0	
当期支出合計 (C)	1,846,100	1,298,181	-547,919	
当期収支差額 (A) - (C)	0	513,490	513,490	
次期繰越収支差額 (B) - (C)	1,231,701	1,745,191	513,490	

平成 27 年度 収 支 予 算 書

自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日

社団法人 青森県歯科技工士会

科 目	予 算 額	前年度予算額	26年度－27年度	備 考
I 収入の部				
1 基本財産運用収入				
2 会費・入会金収入				県技会費収入
会費・入会金収入	1,629,600	1,836,000	-206,400	97人×@1,400×12ヶ月
3 補助金収入				
4 その他収入				
日技他			0	日技組織拡充金他
利息収入	10	100	-90	青森銀行預金利息
その他収入	30,000	10,000	20,000	非会員講習会受講料他
当期収入合計 (A)	1,659,610	1,846,100	-186,490	
前期繰越収支差額	1,695,191	1,231,701	463,490	
収入合計 (B)	3,354,801	3,077,801	277,000	
II 支出の部				
1 事業費				
材料費	70,000	75,000	-5,000	教材代・石膏代
福利厚生費	50,000	40,000	10,000	健康まつりお茶代他
旅費交通費	160,000	190,000	-30,000	学術講師分交通費
通信費	5,000	5,000	0	案内葉書代
交際費	80,000	130,000	-50,000	学術講師謝礼他
減価償却費	1,914	1,913	1	当期償却額
会場費	25,000	30,000	-5,000	生涯研修会場代他
消耗品費	25,000	80,000	-55,000	健康まつり使用用品他
運賃	15,000	30,000	-15,000	広報紙発送代
研修費	80,000	80,000	0	東北B会議分担金他
事務用品費	45,000	100,000	-55,000	学術・広報用用品代
入会奨励金	10,000	10,000	0	入会奨励金
支払手数料	95,000	100,000	-5,000	書類作成・振込手数料他
展示会等地域活動費	10,000		10,000	支部活動費補助
雑費	5,000	10,000	-5,000	その他
事業費合計	676,914	881,913	-204,999	
2 管理費				
福利厚生費	15,000	25,000	-10,000	活動時お茶代他
旅費交通費	300,000	170,000	130,000	理事会交通費他
通信費	75,000	80,000	-5,000	総会・理事会等案内発送代他
交際費	100,000	120,000	-20,000	医師会新年会等参加費他
減価償却費	2,639	2,638	1	当期償却額
会場費	20,000	10,000	10,000	総会・理事会会場代
租税公課	1,000		1,000	印紙代他
運賃	10,000	1,000	9,000	書類発送代
事務用品・消耗品費	180,000	120,000	60,000	プリンタインク・封筒代他
支払手数料	150,000	110,000	40,000	振込・事務手数料
諸会費	10,000	10,000	0	日技組織会費
会議費	15,000	25,000	-10,000	活動内容会議費
雑費	5,000	10,000	-5,000	その他
管理費合計	883,639	683,638	200,001	
3 固定資産取得支出	0	0	0	
4 借入金返済支出	0	0	0	
5 予備費	99,057	280,549	-181,492	
当期支出合計 (C)	1,659,610	1,846,100	-186,490	
当期収支差額 (A)－(C)	0	0	0	
次期繰越収支差額 (B)－(C)	1,695,191	1,231,701	463,490	

平成27年度 ㈱ニチギデータセンター 会費引落予定日について

※各自指定した口座から毎月27日に、3ヶ月ごとに引落になります。

1回目で引落ができなければ、次月の引落となります。

摘要には「日本システム収納」と記載されます。

① 4～6月度会費	
1回目	平成27年4月27日
2回目	平成27年5月27日
3回目	平成27年6月29日

③ 10～12月度会費	
1回目	平成27年10月27日
2回目	平成27年11月27日
3回目	平成27年12月28日

② 7～9月度会費	
1回目	平成27年7月27日
2回目	平成27年8月27日
3回目	平成27年9月28日

④ 1～3月度会費	
1回目	平成28年1月27日
2回目	平成28年2月29日
3回目	平成28年3月28日

平成26年度 共済部 収支決算書

自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日

前期繰越残高

現金 残高	29,990	平成 26 年 4 月 1 日 現在
青森銀行 普通預金	111,793	
合 計	141,783	

収入の部

普通預金利息	13	県共済専用口座（9円 + 4円）
その他		
合 計	13	

支出の部

野球部協賛金	90,432	協賛金 90,000円 + 振込手数料 432円
故 小笠原一善 様	8,456	弔電 2,268円 + 会旗発送料 1,188円 + 香典 5,000円
合 計	98,888	

次期繰越残高

現金 残高	21,534	平成 27 年 3 月 31 日 現在
青森銀行 普通預金	21,374	
合 計	42,908	

監査の結果、上記の通り相違ない事を認めます。

平成 27 年 5 月 21 日

監 事 清野 龍一

監 事 鈴木 敦



平成26年度厚生会収支決算書

自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日

前期繰越残高

青森銀行 普通預金	0	平成 26 年 4 月 1 日 現在
	0	
合 計	0	

収入の部

口座開設	1,000	
厚生会 会費	82,740	10～3月度分
普通預金利息	3	
県連盟会費預り分	17,460	1～3月度分
合 計	101,203	

支出の部

支払手数料	902	(株)ニチギデータセンター、県技連盟振込手数料
合 計	902	

次期繰越残高

青森銀行 普通預金	100,301	平成 27 年 3 月 31 日 現在
	0	
合 計	100,301	

監査の結果、上記の通り相違ない事を認めます。

平成 27 年 5 月 21 日

監 事 清野 龍一

監 事 鈴木 敦



一般社団法人 青森県歯科技工士会
平成27年度 第3回会員総会
議事録

平成27年5月30日（土）17:00～18:05

はまなす会館 2F 中会議室（青森市問屋町1-10-10）

定刻より、若松巖副会長の司会により、青森、弘前、八戸、上十三、地区の会員委任状を集計した結果、出席及び委任状の合計が、全会員105名中、60名を確認、過半数を超えた事により、開会を宣言した。

長内会長挨拶し、お忙しい中、御足労頂いたことに感謝と、日頃の役員の会務に対して労をねぎらい、会員諸氏のご協力に謝辞を述べた。事前に配付した資料をもとにスムーズに議事が進む事を要請した。

議長選出に入り、今回は八戸地区が当番で、佐藤浩一氏が選ばれた。
書記選出は上十三地区の沖津賢一氏、弘前地区の齊藤晃氏の2名。
議事録署名人は、青森地区の福田祐嗣氏、石岡繁氏の2名。

会長より監事お二人がどうしても日程がとれず、この場を欠席する旨報告が有り、やむを得ないと判断した。

監査報告 監事清野龍一氏やむを得ず総会欠席したが、本年5月21日に、会長及び会計理事に収支、決算、通帳、現金等、相違なしという報告があった。その旨、議長が読み上げて 会場全員の了承を得た。

第一号議案 会長により報告（平成26年度 事業報告） 全員拍手をもって承認。

第二号議案 会計により報告（平成26年度 収支決算報告） 全員拍手をもって承認。

第三号議案 会長により報告（平成26年度 事業計画案） 全員拍手をもって承認。

第四号議案 会長により報告（平成26年度 収支決算案） 全員拍手をもって承認。

第五号議案 会長より報告（県執行部提案議題）（「青歯技厚生会」の運営について）

全員拍手をもって承認。

- 共済部収支決算の残金を本日付けをもって「青歯技厚生会」口座へ移行する。
全員拍手をもって承認。

第六号議案 各地区提案議題 議題 特になし。

第七号議案 その他

- 野球部活動について、石岡理事報告。また、本年度は青森県が当番で来る10月に岩木山野球場を確保した旨報告あった。 全員拍手をもって承認。

質議 (成田青森地区長) 地区ボーリング大会には、厚生会から参加費は出せるか？

応答 (会長・佐藤会計) 地区活動費にて賄って下さい。

- 生涯研修 平成27年7月5開催の件について。
・名古屋の安藤嘉明氏を講師に「義歯のネーム入れあれこれ」
・GSKジャパンの瓜生田栄一氏を講師に「義歯ケアの現状とリスクについて」
以上準備中の報告あった。

全員拍手をもって承認。

- 任期満了役員改選について、理事会の活動等がスムーズに行われているのと、新役員の候補者がなかなか見つからないので、全役員を再任と言う事で承認して頂きたい。尚、今後ともに後継者を育成して行きたい。(会長)

全員拍手をもって承認。

以上

議事録署名人

福田 祐嗣



石岡 繁



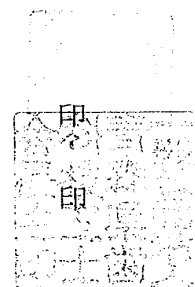
厚生労働大臣
塩 崎 恭 久 様

A27. 7.23
県歯科医師会へ

歯科技工士国家試験全国統一化にあたり、
東北地区試験会場として宮城県開催を求め
る要望書

一般社団法人青森県歯科医師会 会長 山 口 勝 弘

一般社団法人 青森県歯科技工士会 会長 長 内 隆



歯科技工士国家試験全国統一化にあたり東北地区の試験地として宮城県仙台市に会場を求める要望書

これまで、歯科技工士国家試験については、歯科技工士養成施設所在地の都道府県知事が行うこととされてきたため、東北地区も養成施設がある青森・岩手・福島・宮城の4県でそれぞれ実施されてきた。こうした中、近年 8020 運動の成果により、8020 達成者率・者も増加してきているが、少子高齢化の進行により、高齢者の人口増加に伴い、非達成者も増加し食事に支障をきたす高齢者も増加し、歯科補綴治療の需要は高まりつつある。またインプラントやCAD/CAM等の新しい高度・精密な歯科補綴治療が開発され、普及されつつあり、国民の健康に貢献する歯科技工士の需要は益々高まり、歯科技工士に対しては、時代のニーズに対応できる質の向上が求められている。そのような社会的背景の中で、歯科技工士国家試験の均てん化を図るため、昨年6月、第186回通常国会において、平成27年度から歯科技工士国家試験を全国統一化する歯科技工士法改正案が可決された。これは、各地域の質のレベルのばらつきを少なくし、より高いレベルの歯科技工士を輩出するために有意義な決定ではあるが、その一方で、国は、歯科技工士国家試験の効率化を図る観点から試験地の集約化について検討している。現時点では、公式には決定されてはいないものの、内々には東京・大阪・福岡が確定しており、北海道も追加される見通しにあると仄聞している。今回の歯科技工士国家試験全国統一化により東北地区に試験会場が設置されず、東北地区の受験者は東京で学説・実技試験の両方を受験するとなれば、2日～3日間の日程で受験に臨む必要が発生し、個々の受験生に対する費用的負担は、国家試験受験料と合わせて多大になると予測される。また、毎年歯科技工士国家試験は、2月から3月の時期に実施されており、この時期に実施となると東北地方は、風雪害の影響も予測され、長距離の移動は、受験者にとって、極めて厳しい受験環境におかれる事を余儀なくされる。それ故に厚生労働省管轄の他の資格の全国統一化された国家試験においては、全て試験地が東北地区に設置されてきている（宮城県仙台市に）。これは、先の東日本大震災で多くの被災学生を抱える東北地区の歯科技工士学校にとって重大な問題である。また、この負担増による受験者数及び合格者数が減少した場合、現在、歯科技工士の50%以上が50歳以上の年齢に達していることから、青森県でも歯科技工士が不足し、国民の健康に大きな支障を来す事が懸念される。今回の歯科技工士国家試験会場として宮城県を会場とすることは、宮城県以外の歯科技工士養成施設を持つ、青森・岩手・福島の各歯科技工士学校からも宮城県での開催を要望する意見を受け取っている。よって、国においては、受験者の負担軽減や被災地域の現状・東北の地域性等を鑑み、青森・岩手・宮城・福島各歯科技工士養成学校出身受験者の利便性と地域の公平性を担保する観点からも歯科技工士全国統一国家試験地を宮城県仙台市に設置する事を強く要望する。

要望書要点

現在、各都道府県で実施されていた歯科技工士国家試験は、平成27年度より全国3ヶ所（東京・大阪・福岡）に集約されて行われる予定

※上記地区に加え、北海道地区から歯科技工士全国统一国家試験の受験地区として意見書が道議会より提出された。札幌市が追加される可能性が高い。

1. 各地区受験予定者数

北海道地区	86名
東北地区	111名
関東地区	458名
関西地区	447名
九州地区	160名

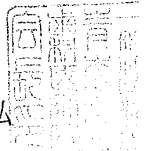
合計1262名

2. 東北地区は北海道地区よりも受験者数が多い上、冬期に東京で受験をすることは、北海道地区同様大きなリスクとなる。また、東日本大震災による被災学生も数多くおり、学生からは宮城県仙台市での国家試験実施希望が数多く寄せられている。
3. 歯科技工養成施設がある青森・岩手・宮城・福島全ての養成学校が宮城県仙台市での実施を強く要望している。
4. 近年の高齢化社会において貢献している歯科界では、日本の高い技術を持った歯科技工士が重要な役割を担っている。しかし、歯科技工士の年齢構成比から見ると現在50歳以上の歯科技工士が50%以上を占めており、今後益々歯科技工士不足が懸念される。
5. 以前、歯科技工士統一国家試験実施地として、宮城県仙台市において会場準備が出来るかとの諮問があり、難しいとの返答をした経緯があったようであるが、東北地区の受験生の為にあらためて精査した結果、国家試験会場として受け入れが可能状態にある。

青歯発第 379 号
平成 27 年 7 月 21 日

青森県歯科技工士会
会長 長 内 隆 様

一般社団法人青森県歯科医師会
会 長 山 口 勝 弘



歯科技工士国家試験全国統一化にあたり東北地区試験地として
仙台市に会場を求める要望書について（お願い）

盛夏の候 貴職におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

平素は本会会務運営につきまして格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今般、宮城県歯科医師会より東北 6 県の歯科医師会並びに歯科技工士会の連名で要望書の提出について依頼がございました。

本会としても東北地区で歯科技工士を目指す皆さんの状況を考え、この度の要望書について了承し、提出することと致しました。

つきましては、貴職におかれましても本趣旨についてご理解をいただき、別紙要望書に押印を頂きますよう何卒よろしくお願い申し上げます。

なお、押印を頂けましたらお手数でも同封の返信用封筒により本会宛に返信下さるよう何卒よろしくお願い申し上げます。

第189回国会 衆議院厚生労働委員会 第27号

平成27年7月1日（水曜日）午前9時30分開議 委員長 渡部博道

質問 井坂信彦 維新の党 13時～

○井坂委員 時間がありますので、今は答弁をいただくのみにとどめて、また次回以降させていただきたいというふうに思います。

続きまして、本日二点目は、歯科技工士さんの問題であります。

歯科技工士の方は、先日、歯科技工士の方々から直接お話を伺う機会がありましたが、五年以内の離職率が八割とも言われている、こういう大変離職率の高い仕事というふうに今なってしまうようであります。

一問質問を飛ばしますが、実際、厚労省の調査でも、仕事の時間が非常に長い、平均で週六十二・二時間働いておられるんだ、にもかかわらず、収入は、一番多い価格帯が年収三百万円台である、こういうことであります。これですと、なかなか大変な仕事だな、割に合わないな、幾ら志、思いがあってもそういうふうになってしまうことにつながっているのではないかなというふうに思います。

大臣にお伺いをしたいと思います。

私は離職率の高い原因になっていると思いますが、この歯科技工士の長時間労働あるいは年収の伸び悩みについてどう捉え、まず改善が必要だと考えておられるのかどうか、またその方策などがあればお伺いをしたいと思います。

○塩崎国务大臣 今先生がお触れをいただきましたことを含めて、厚生労働省では、日本歯科技工士会が三年ごとに実施しております歯科技工士実態調査というものをしているわけですが、技工士の皆さん方の現状を見ると、今お話がありましたように、労働時間については、平成二十四年で一週間当たりの平均六十二・二時間、前回調査と比べて約九時間も長くなっているということで、歯科技工士の働く環境というのはなかなか厳しくなっているということを我々も承知をしているわけがあります。

御指摘の長時間労働などの背景には、さまざまな原因があると考えられますけれども、例えば、小規模な、私の地元でも、見てみると、一人で御自宅で作っていらっしゃる方もたくさんおられます。歯科技工所、小規模なものです、それから、一人の歯科技工士がさまざまな事務的な業務を行っていて、こうした業務形態のあり方などが長時間労働につながってしまっていて、それが必ずしも給与に反映されないがゆえに離職をしたいというこのアンケート調査を見ても、一番はやはり給与というところにあらわれてきておりますので、こういった点をどう解決するのかという点について考えていかなきゃいけないなというふうに思うところでございます。

○井坂委員 考えていかなければいけないという御答弁ですが、これは別に、ここ最近急にこうなったわけではなくて、随分昔から、歯科技工士さんは非常に長時間働かなければ、そして、働いたにもかかわらず、なかなかお給料が得られない、三百万円台だ、こういう状況が続いてきているというふうに思うんですね。

週六十二・二時間といいますと、これは、残業ベースで直せば、月百時間残業に当たるペースだというふうに思います。平均でこれということは、歯科技工士さんの約半数は百時間を超える残業をしている、そういうぐらい猛烈な時間数を働いているということではないかというふうに思うわけがあります。

せっかく厚生省と労働省がくつついて、医療の側面からもそれから労働の側面からも、この問題は両面から対処できるはずでありますから、長時間労働、また、構造的な問題だと思いますけれども、これだけたくさん働いてもなお年収が最頻値で三百万円台にとどまってしまう。このあたりは構造的な何か手だてが必要だというふうに思うわけではありますが、この間何も改善策を打ってこなかったのか、また、今後改善策をどのような方向性で考えておられるのか、お伺いをしたいというふうに思います。

○塩崎国務大臣 歯科医療における歯科技工士の役割が大事であり、なおかつ問題を抱えているということは、私どもも前々からもちろん認識をしているところであって、良質な歯科医療をするためには、良質な歯科技工物を提供する歯科技工士の皆さん方がいていただかなきゃいけないということであるわけではありますが、もちろん、歯科医師との連携がしっかりととれていないといけないということもあるわけがあります。

勤務環境について今御指摘でございますけれども、これまで、昨年の通常国会で医療法などの改正を行う一環として、歯科技工士法の改正も行いました。これは、御案内のように、各都道府県で行っていた歯科技工士の国家試験を全国統一化いたしまして、質の向上を図るということ、この質を向上させることがやはり、最終的には報酬にもつながってくる話であろうかというふうに思います。

それから、国家公務員の中にも歯科技工士がおられて、その初任給基準表というものの改正を人事院に働きかけて、今年度から改正が行われるなどの政府としての対応も行ってきて、歯科技工士の全体の評価の引き上げにつながるような国家公務員の中での位置づけというものも行ってきたところでございます。

さらに、今年度から、厚生労働科学研究において、歯科技工業の実態について情報収集を行った上で、その方向性について検証を行うということになっておりまして、あわせて関係団体や現場の御意見もこの際伺っていかなくちゃいけないなというふうに思います。

報酬という意味においては、やはり診療報酬が大事で、歯科医療の中での、言ってみれば口腔機能の維持とか向上の取り組み、それから歯の喪失リスクの増大とか、こういうようなものに深く歯科技工士のお仕事がかかわってくるわけで、義歯などの製作に係る診療報酬の点数についても、これまで引き上げを行ってきております。

この改定については、もちろん、二十八年度、この年末にかけてございますので、必要な要素に十分な配慮をしながら、今申し上げたような、歯科医療の質を向上するためにどうしていくのかという中での、言ってみれば、歯科技工士がかかわる仕事の評価を上げるための診療報酬にも配慮をしていかなければならないというふうに思います。

○井坂委員 過去の議事録もずっと見てきたんですが、歯科技工士のこの問題を過去何回か各党の議員がお尋ねをすると、必ず質の問題に最後は答弁がすりかえられてしまってきています。何か歯科技工士の仕事の質が低いから給料が三百万円台なのか。私は、どうも問題の立て方が違うのではないかなと。

これだけ、月百時間残業が平均で、資格物のこういう仕事ですよ、それなのに年収三百万円台が中心だと。これはちょっと構造的に異常ではないかなというふうに、これは質の問題とはまた違う、正面から別のアプローチが必要ではないかなと思いますから、これは申し上げておきたいというふうに思います。

質問 堀内照文 共産党 14時～

次は、歯科技工士問題、先ほど井坂さんも取り上げた問題ですが、私もお聞きしたいと思っています。

全体の問題として、歯科医療の位置づけ、役割についてです。

貧困が広がる中で、子供の口腔崩壊というような事態が進み、歯科医療の重要性に注目も集まっています。また、高齢者の健康維持には口腔ケアが非常に大きな効果を上げているということがさまざま報告をされています。

大臣にお聞きしたいと思いますが、歯科医療の果たす役割はますます重要だと思いますが、その点の認識はいかがでしょうか。

○塩崎国務大臣 子供の話もありましたけれども、最近出てくるのは高齢者の問題で、特に、口腔ケアが誤嚥性肺炎の発症予防になることがよく知られているわけであって、口腔と全身の健康の関係について広く指摘をされているところでございます。

高齢化が進展をし、要介護者などに対する口腔ケアや在宅歯科医療のニーズも高まっております、歯科保健医療の重要性というのは増しているというふうに認識をしております。

議員立法で成立をいたしました歯科口腔保健の推進に関する法律、これに基づいて口腔保健推進事業というのを実施するとともに、地域医療介護総合確保基金において、都道府県が在宅歯科医療などを実施できるように、政府としても支援をしております。

今後とも国民の口腔と全身の健康の維持増進に向けて取り組まなければならない大変大事な問題がこの口腔ケアだというふうに思っております。

○堀内（照）委員 中医協の議論の中でも、誤嚥性肺炎の問題だけではなく、経口摂食することによって腸管の粘膜免疫機能が正常化して、感染、褥瘡も減り、入院日数の短縮にもつながる。

兵庫県歯科医師会の調査では、七十歳以上の高齢者で歯が二十本以上あった人に対して、零本の人の年間医療費は、男性で約十四万、女性で約九万五千円高かった。これだけのやはり違いが出てくる。健康を維持し、結果として医療費の抑制にも大きな効果があるというふうに思うんですね。

にもかかわらず、歯科医療の現場というのは大変困難な状況に置かれておりますし、とりわけ歯科技工士の実態というのは深刻です。これは井坂さんも紹介されました、低賃金、そして長時間労働と。

私も、技工士の置かれている現状についてどう認識され、どこに原因があるのかということをお聞きしようと思って通告していましたが、これは先ほど答弁がございました。厳しいという実態は認識をされているということとともに、その原因が小規模や一人ラボと言われるような業務体系のあり方もあるのではないかとということでありましたが、私は、これはやはり違うのではないかと。井坂さんも構造的な問題とおっしゃってございました。

日本歯科技工士連盟の機関紙でいろいろな声が紹介されています。保険技工を中心に四、五人、確かに一人ラボというのは八割を占めているわけですが、ここは四、五人の従業員の技工所ですが、ここでも、帰りはほとんど終電、どんなに先生、歯科医師ですね、先生に尽くしても、突然仕事が来なくなることもあります、ですから、リスクヘッジのために、ちょっとオーバーぎみに仕事を抱えなければなりません、このままだと日本人の歯科技工士はいなくなります、こう言っております。

私が衝撃を受けたのは、兵庫県では技工士の養成学校がなくなったんです。大阪の学校等に通っているんですが、ことしの兵庫県歯科技工士会の新規会員は一人か二人だということなんです。

今、年齢構成で見ても、技工士は五十歳以上が四三・二%でして、これは地域から技工士がなくなるといふ本当にゆゆしき事態だと思っております。

それで、技工士のいわゆる技工料をめぐるのは、いろいろこれまでも議論があり、取り組みがあったというのは先ほども大臣の答弁にございましたが、私が一つお聞きしたいのは、一九八八年に、いわゆる七、三告示と言われる、技工料の問題をめぐる厚生省から告示が出ております。その趣旨、目的について御説明をいただきたいと思っております。その目的が果たされているのか、そうでないなら、どこに課題があるのか、あわせてお聞きしたいと思っております。

○唐澤政府参考人　ただいま先生から御指摘いただきました七、三告示でございますけれども、これは、歯科診療報酬における歯冠修復及び欠損補綴料、この中に含まれる費用のうち、製作技工の部分と製作管理の費用というものがそれぞれおおむね七割とおおむね三割であるというものを示したものでございます。これは長い歴史の末にこういう形になっております。

これは、歯科医療機関から歯科技工所に対する製作技工の委託を円滑に実施する、いろいろなトラブルもございましたので、円滑に実施をするということを目的として、標準的な割合を国として示したものでございます。

もちろん、診療報酬そのものの額は保険医療機関が製作技工を委託する際の委託料の額を拘束するものではございませんので、大きな考え方はもちろん尊重していただかなければなりませんけれども、個々の契約における委託料につきましては、契約条件等の相違や地域差等を踏まえて実施をされているものと認識しているところでございます。

このいわゆる七、三問題と、それからまた、これまでも御議論がございましたけれども、歯科診療報酬そのもののあり方ということも大きな課題であろうというふうに考えております。

○堀内（照）委員　今ありましたように、当然、保険診療ですから診療報酬が出ているわけですが、実際、歯科医から技工所へ補綴物を外注すると、そこはもう民民の取引であって、公定価格は及ばないわけです。そのことからダンピング、低価格競争にもなっているわけですが、七、三告示があくまで目安だというように、逆に価格を縛ろうとすると、確かに独禁法なんかひっかかってくる。

しかし、私は、公的には縛れないものだからこそ、当時、厚生省として、今もありましたように、円滑に実施させていく標準的な割合というふうに言っていたございましたように、歯科技工の経営が成り立つようにするための目安として示されたんだと思います。現場からも、およそ七割が技工料として入ってくるならやっていけるという声もあるわけなんです。

ならば、どうやって七、三告示の趣旨が生きるようにするのか、これはまさに政治の責任だと私は思うわけであります。

根本的には、歯科全体の診療報酬を引き上げることがまず重要だと考えています。これは先ほども大臣少し答弁ございましたけれども、診療報酬を、思い切った手当てをして、歯科医師側から技工士に対して七対三の七を支払えるような環境をつくるということが今本当に求められていると思います。

必要な歯科医療の保険収載をすることとあわせて、診療報酬での思い切った手当て、これはぜひ必要じゃないかと考えるわけですが、大臣、いかがでしょうか。

○塩崎国務大臣　先ほど井坂議員のときにも御答弁申し上げたところでございますけれども、二十六年年度の診療報酬改定のときには、歯科医療については、虫歯とかそれから歯周病などの治療に対する評価だけでなく、口腔機能の維持あるいは向上の取り組み、そして歯の喪失リスク増加

への対応等に取り組んだところであって、歯科技工士がかかわる義歯などの、入れ歯ですね、製作に関する診療報酬の点数も引き上げたということでもあります。

今先生がお話しのように、七、三告示があるといえども、やはり全体としての歯科の診療報酬の厚みがないとなかなかうまくいかないじゃないかということでございますけれども、どういう工夫をして歯科技工士がかかわる治療に関して点数があり得るのかということも考えていかなきゃいけないのではないのかというふうに思います。

診療報酬改定については、ちょうどことしがその年になりますので、物価、賃金の動向、あるいは医療機関の収支状況、対応が必要な医療課題、その中にはこの歯科技工士の問題も念頭に置くべきなのかわかりませんが、保険料等の国民負担のあり方などを総合的に勘案して改定率を決めなければならないということで、予算編成の過程においてしっかりと議論をしまいたいというふうに思っているところでございます。

○堀内（照）委員 我が党の田村智子参議院議員が二〇一一年の九月に質問主意書で、歯科の基礎的技術料について、長期に据え置かれたものについて問いただしたときに、五十八もの技術が二十五年間報酬が引き上がっていないということが答弁でありまして、これは歯科業界でも大きな反響を呼んで、前々回、二〇一二年の改定で基礎的技術料などが引き上げられ、前回、一四年の改定では、今大臣の答弁がございましたように、当然幾つか引き上げられているものもあるわけです。

しかし、その一二年改定の際に、兵庫県保険医協会歯科部会長の談話でこう述べているんです。

二〇一〇年改定以前の十年間で七・三％引き下げられた診療報酬を回復するに至らず、十六年間にわたり二兆五千億円に抑制された歯科医療費の総枠拡大にはほど遠い改定率である、そのため、中医協の医療経済実態調査で損益差額が初めて百万円を切るまでとなった歯科医院経営の危機を改善するには到底及んでいないということでもあります。

ぜひ、こういう実態、声に応じて努力をいただきたいということを指摘したいと思います。

同時に、考えなければならないのは、若い技工士をどう育てるのかということでもあります。

一つは、地域的な特徴も踏まえて、都道府県が事業を策定する地域医療介護総合確保基金で、若い技工士を育てるための奨学金制度なり、研修制度なり、必要だという声があるわけですが、そういうものが活用できるかどうか、これを確認したいんです。

○二川政府参考人 昨年成立いたしました医療介護総合確保推進法に基づきまして、各都道府県に地域医療介護総合確保基金が設置されているわけでございます。

対象の事業といたしましては、医療従事者の確保に関する事業、これがあるわけでございまして、ただいま御指摘の歯科技工士の人材確保、あるいは養成所に対する設備整備等も対象の事業というふうになってございまして、実際にこの基金を活用した取り組みも既に行われているところでございます。

○堀内（照）委員 私も調べましたら、幾つかの都道府県で既に歯科技工士にかかわる事業を進めているところがありました。養成学校などを通じて新しい技術の養成などに取り組んでいるわけですが、しかし、兵庫県は、今言いましたように、そもそも養成学校がなくなってしまっている。そういった事業をやる足場という点でも非常に、なくなっているという面と、それからまた、この問題はやはり全国的にも共通した課題だというふうに思うわけです。

この点も最後に大臣にぜひ伺いたいと思います。

国としても、今から本腰を入れて、つまり十年、二十年たてば本当に技工士がいなくなるという事態が危惧されると私は思いますので、若い技工士を育てていくこと、育成することとともに、

働き続けられる環境、これを支える事業もぜひ検討すべきではないかと思うわけですが、いかがでしょうか。

○塩崎国務大臣 先ほども申し上げたわけでありますけれども、質の高い歯科技工士を確保していくということが、よりよい歯科医療を提供するために極めて大事でありますし、うまく合わない歯科技工物を改良していくときのつらさというのは、はた目で見ていると大変なことでもありますから、やはり質を上げていくということはとても大事なんだろうというふうに思います。

去年、通常国会で医療法の改正を行ったときに、歯科技工士法も改正を行って、この試験の全国統一化というのをやっとできたわけでありまして、これが一つのきっかけとなって質の向上につながればなというふうに思うことが一点。

それと、さっき申し上げたように、国としても、技工士の評価を上げる先鞭をつける意味で、人事院で初任給基準表の改正というのを今年度から行ったというようなこともございます。

一方で、これもやはり質を上げるということで、先ほど井坂議員からはお叱りを頂戴いたしましたけれども、質が上がらないで評価を上げろと言ってもなかなか難しいので、やはり評価を高めるための質をどう上げていくかということで、厚生労働科学研究において、歯科技工業の実態についても情報収集を行っていくということもございます。

いずれにしても、先ほどの診療報酬の中でも、この歯科技工士がかかわる行為についての評価を上げていくような質の改善というものを厚労省としてもバックアップができればなというふうに思います。

○堀内（照）委員 終わりますけれども、私がこの間お話を伺った技工士の皆さん、患者のために技工物をつくるということに非常に喜びを感じて、みずからの技術に誇りを持っておられます。その喜びや誇りが将来を見通せない低賃金、劣悪な労働環境の中で傷つけられている。質を改善しておっしゃいますけれども、私は、むしろ今の歯科技工士の働き、役割をもっと評価するということが、質を改善するのを待って評価じゃなくて、今の実態をもっと評価していくということが必要なんだと思います。

若い技工士を育て、その彼らが誇りを持って仕事を続けられるような環境をつくる、その政治の責任を果たすことを強く求めて、質問を終わります。

○渡辺委員長 次回は、来る三日金曜日午前八時四十五分理事会、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後二時三十三分散会

編集後記

私たちの知らない所で、歯科技工士の現状と将来の事に関して協議されているのは、うれしい事です。これも、日本歯科技工士会及び日本歯科技工士連盟に属する会員の組織力と骨身を惜しまず行動する日技、日技連盟執行部、そして各地方の技工士組織の情熱が、山を動かします。そこから生まれた未来志向の政策が国民の幸福を高い所で実現へと向かわせます。我々の技術が、健康福祉に直接役に立っております。失った歯はいったい誰が作って上げる事が出来るでしょう。国民は我々に期待しているはずです。頑張ってください。

今号は複写資料が多いですが、大事な事が多いので、ご容赦下さい。